

# MiTA

水島ポートニュース  
Mizushima International Trade Association

2013/11/3

Vol. **49**



特集

## あなたの会社は大丈夫ですか？ 国際ビジネスの危機管理 ～解決の鍵は国際商事仲裁～



### Contents

- ◎国際ビジネス危機管理
- ◎MITA要望活動
- ◎JFE鶴の浦ソーラーパワー稼働開始
- ◎総合特区車両重量規制緩和輸送開始
- ◎中国・フィリピン航路開設
- ◎MITA総会報告

# あなたの会社は大丈夫ですか？

## 国際ビジネスの危機管理

### 解決の鍵は国際商事仲裁

アジア市場の成長と国内市場の縮小から、海外展開を進める企業が増加しています。

その一方、海外では日本とは異なる商習慣や法制度からトラブルが生じることが多くあります。

あなたの会社では、国際ビジネスの危機管理はしっかりとできていますか。

今回は、国際取引契約に伴う紛争解決の有効な手段である「国際商事仲裁」について解説します。

#### 1. 海外展開企業の増加と国際商事紛争

近年、新興国を中心に経済成長が著ましいアジア地域。一方で、国内では少子高齢化が進み、市場の縮小が続いています。このような状況から、国外市場に活路を見出し、海外企業との取引を進める企業が増えています。

それに伴い、国際商事紛争の件数も増加しています。

##### 《国際商事紛争の例》 契約書を交わしていなかった場合

送られてきた商品の品質が不良であったため、相手方にクレームを提起したが、相手側は拒否してきた。当該取引は、契約書を交わしていなかったため、紛争が発生してからは仲裁合意の準備ができず、結果的に請求が曖昧なままとなっていました。

#### 2. トラブル解決の鍵 — 仲裁制度をご存じですか？

こうした国際商事紛争を解決する手段として、直接交渉や訴訟のほかに、「仲裁」という制度があります。

##### (1) 仲裁と調停の違い

「仲裁」とは、当事者が合意に基づき紛争の解決を中立的な第三者（仲裁人）に委ね、その判断（仲裁判断）に服する紛争解決手段です。仲裁判断は法律により確定判決と同一の効力が認められているため強制力があり、任意に履行されない場合には裁判所に執行を求めることができます。

同じく裁判外の解決方法のひとつに「調停」がありますが、これは当事者の合意により選任された第三者（調停人）の仲介により、当事者の自発的な解決を促進する手続きのこと。仲裁との大きな違いは、調停人が示す解決案に強制力はなく、それに従うかどうかは当事者の判断にゆだねられる点にあります。

##### (2) 仲裁の流れ

仲裁を始めるには、まず、当事者による契約時点での仲裁合意が必要不可欠です（左図参照）。すなわち、仲裁合意とは相手企業と契約書を交わす段階でできる予防的な措置であり、紛争が起こってからでは仲裁合意の準備が難しいのが重要なポイント。仲裁合意は、あらかじめ当事者間の契約の一条項（仲裁条項）として、左例文のような規定を設ける場合が多いです。もちろん、当事者は仲裁機関を利用せずに、手続を個別に定めることもできます。

##### (3) 仲裁のメリットとデメリット

仲裁のメリットとしては、次の4点が挙げられます。

- ① 迅速性  
上訴の制度がなく、一審限りの手続きで迅速な解決を図れること
- ② 非公開性  
手続きや仲裁判断は原則非公開であること
- ③ 専門性  
当事者が事案に精通した専門家を仲裁人に選任できること
- ④ 国際性  
仲裁判断の外国での執行は「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）により締約国（150か国）での執行が保証されているため、裁判での判決に比べ外国での執行が容易であること  
これらに加え、仲裁条項を契約書に明記することで、相手企業に警告とプレッシャーを与える効果があり、迅速な解決につながる場合があります。

##### 《事例1》

相手企業が商品代金の残金の支払いをしないため、日本企業は、「残額を支払わない場合には日本でJCAA（日本商事仲裁協会）仲裁を申し立てる」旨の最後通告を相手企業に出したところ、相手企業は残額を支払ってきた。

##### 《事例2》

代理店契約の終了を巡り、日本メーカーが相手国で訴訟を提起された。契約書にはJCAA仲裁条項が規定されていたため、相手国の訴訟手続は停止され、日本でJCAAの仲裁手続きが行われ、仲裁判断が下された。結果的に、相手国での訴訟は回避され、日本企業の主張が認められた。

一方デメリットとしては、解決までに比較的時間がかり、費用はすべて当事者負担となる点が挙げられます。また、仲裁合意（仲裁条項）が存在すれば、裁判は原則としてできなくなります。

国際商事紛争の解決には様々な方法があり、今回はその一手段として仲裁制度を取り上げました。今後新たな海外展開を考えている企業や、海外企業とのトラブルに悩んでいる方は、危機管理対策のひとつとして検討してみたいかがでしょうか。

仲裁制度についてさらに詳しく知りたい方は、（一社）日本商事仲裁協会大阪事務所（TEL/06-6944-6163）まで問い合わせを。契約書のチェックなど、個別の相談は同協会会員のみ利用できます。

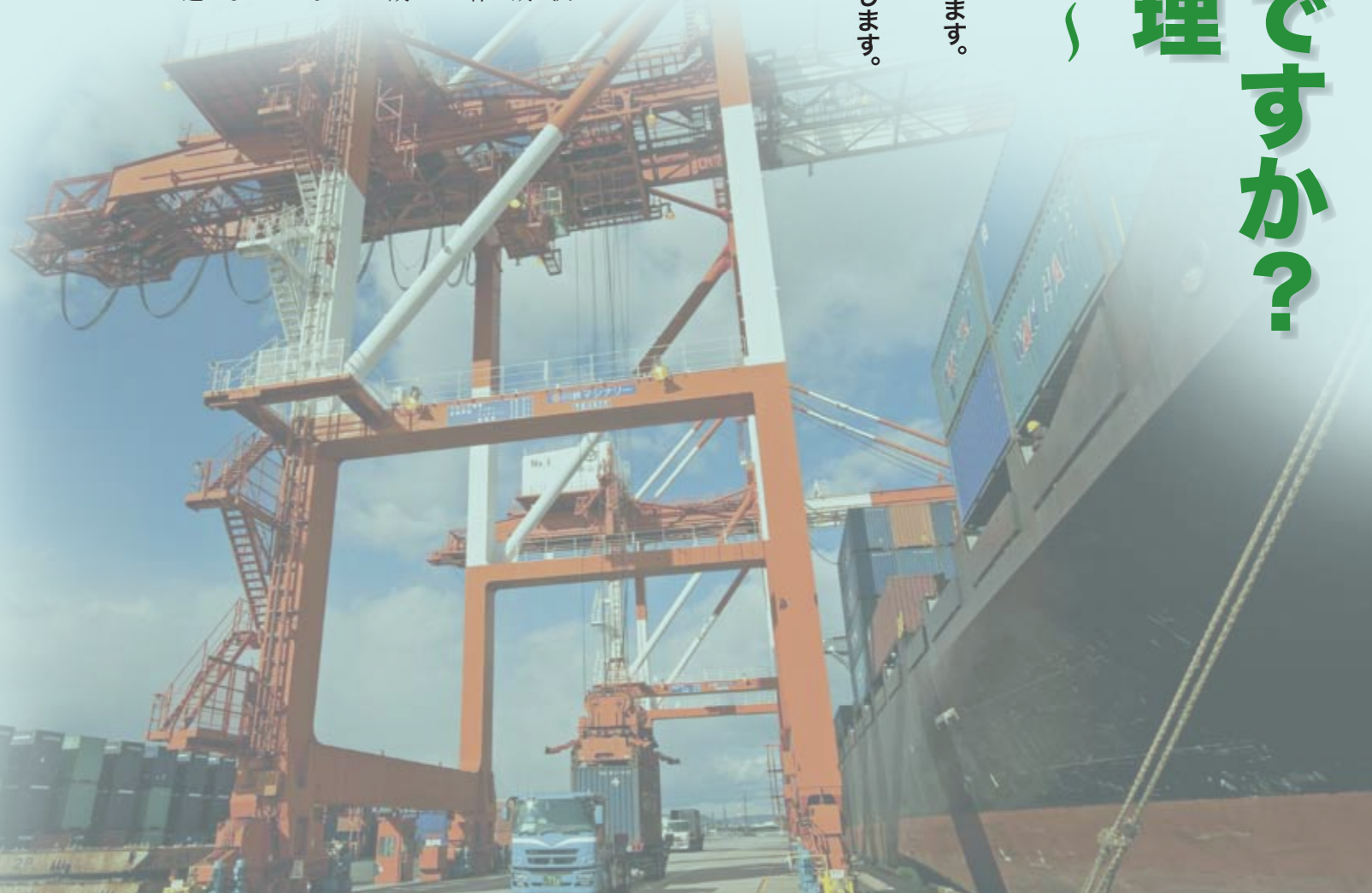


##### ＜例：日本商事仲裁協会の推薦仲裁条項＞

この契約からもしくはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争もしくは意見の相違は、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、（都市名）において仲裁により最終的に解決されるものとする。

（英文）

“All disputes, controversies or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to or in connection with this Agreement shall be finally settled by arbitration in (name of city), in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association.”



# MITA要望活動

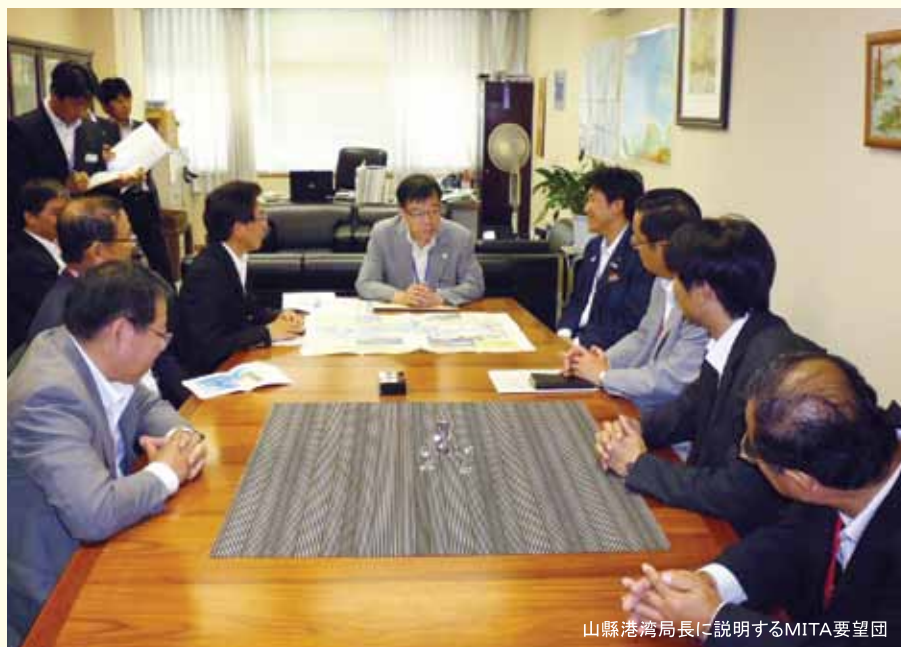


中国地方整備局で要望するMITA要望団



赤澤政務官に説明するMITA要望団

MITAでは、国土交通省に対し、平成25年度の要望活動を実施しました。7月26日、山名要望団長(三菱自動車工業株式会社水島製作所副所長)をはじめとした21名のMITA要望団は、国土交通省中国地方整備局魚住港湾空港部長他7名の幹部への要望活動を実施し、各要望項目の内容について詳細な説明を行いました。魚住港湾空港部長からは、「港湾を利用してはいる企業で構成するMITAのような組織と直接話す機会は貴重な場である。水島港への平成25年度予算は全国平均からみても非常に重点配分されており、これは中央に要望の声が届いている結果である。」とのコメントがありました。



山縣港湾局長に説明するMITA要望団

また、8月2日、同じく山名要望団長をはじめとした24名のMITA要望団は、国土交通省本省への要望活動を実施し、MITA顧問である橋本岳衆議院議員に同行いただき、赤澤国土交通政務官、山縣港湾局長、竹田港湾局官房審議官へそれぞれ直接要望書を手渡しするとともに、各要望項目の内容について詳細な説明を行いました。

この後、衆議院・参議院両議員会館においてMITA顧問である15名の国会議員の方に対して要望内容をお伝えし、MITAに対する支援をお願いしました。

今後MITAでは、水島港のさらなる発展のため要望活動を積極的に実施してまいります。

# 出力7メガワット!岡山県内最大出力の鶴の浦ソーラーパワー稼働開始



川崎製鉄株式会社時代の1963年より社宅用地として活用され、水島港と水島コンビナートの発展と繁栄を支えた倉敷市鶴の浦に、設備容量7メガワットと岡山県内最大出力を誇るメガソーラーが完成し、10月2日より稼働開始となりました。

この鶴の浦ソーラーパワーは、JFEソーラーパワー倉敷株式会社（JFEエンジニアリング株式会社100%子会社）が建設し、事業運営を行っております。9.5haの敷地面積に太陽光パネル28,500枚を設置し、年間に一般家庭約1,700世帯分の電力消費量にあたる約650万キロワットを発電する予定です。

こうした再生可能エネルギーを活用した太陽光発電は、国産エネルギー源として位置づけられており、降水量1ミリ未満の日数が日本一多い「晴れの国岡山」の特性を生かした地球温暖化対策として、環境保全面からも大きな期待が寄せられています。

## 総合特区による分割可能貨物輸送効率化事業はじまる



平成25年3月の特区計画認定を受け、道路運送車両の保安基準の緩和が認められ、分割可能貨物輸送効率化事業が10月23日スタートしました。

従来の基準では、セミトレーラで分割可能な貨物を輸送する場合、車両総重量44トン、軸重10トンが限度で、実際に積載可能な積荷は29トン程度までとな

り、1ロット20トンの荷の場合1ロットしか積みませんでした。

このたび実現した特例措置では、特定経路上で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量が、（分割不可能な単体物品を輸送する場合の車両総重量まで緩和され、1ロット20トンの荷の場合2ロット積むことが可能となります。

現在、水島港では、物流面での効率的な輸送に向け、新高梁川橋梁の整備等が進められています。総合特区の成果によるこうした規制緩和により、水島コンビナートの発展に必要な物流機能の確保と、立地企業の輸送コスト削減、さらに通行車両数の削減による環境への負荷低減が実現しました。



## 中国・フィリピン航路開設



新たに中国・フィリピンとの国際定期コンテナ航路が開設されることが決定され、10月7日に、海豊国際控有限公司 楊現祥（ヤン シェン シャン）董事局副主席兼CEO一行が来県し、足羽岡山県副知事、河田倉敷市副市長、板野水島港国際物流センター（株）代表取締役が迎える中、水島港国際コンテナターミナルを視察しました。

このたび新たに就航するのは、中国の船社 SITC Container Lines CO., LTD. 所有 SITSIC KAOHSIUNG」等が、水島港には週1便木曜日に寄港し、取扱代理店は日東物流（株）、総代理店は海豊国際航運日本（株）です。

楊董事局副主席は、水島港国際コンテナターミナルの視察懇談で、「水島港背後に広がる水島臨海工業地帯の規模に大変発展を感じている。このたびの航路が開設されたことにより、東南アジア諸国向けの広がりのある集荷が見込め、今後が期待できる。」と述べられました。

視察懇談の後には、岡山県、倉敷市及び水島港国際物流センター（株）からそれぞれ記念品が贈られ、就航をお祝いしました。

MITAでは、水島港の利用促進について、岡山県、倉敷市等と連携しながら、積極的にポートセールスに取り組んでいるところですが、今回の新規航路開設により、現在運航している水島港の国際定期コンテナ航路は、4カ国1地域16航路となりました。

## MITA総会報告



伊原木知事と伊原の握手

7月2日に、第16回 MITA総会をメルバルク岡山で開催し、来賓、会員合わせて106名が出席しました。冒頭 MITA会長として壇上に立った伊原木岡山県知事は、「12m耐震岸壁等整備や航路拡幅、また規制緩和の取組が進んでいる水島港の利用促進のための施策について積極的に取り組んでいく。そのためにも荷主や航路を開設・維持する船主のニーズを把握してまいりたい。」と挨拶しました。

総会では、MITA副会長である岡山商工会議所連合会の岡崎会長が議長を務め、役員、顧問の変更、平成24年度事業活動報告及び収支決算、平成25年度事業計画及び収支予算案についていずれも承認されました。

総会後、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）岡山貿易情報センター所長の木村玲子氏に「日本企業の海外展開とジェトロの重点事業」と題して、中国を含むアジア新興国を対象とした変容する国際環境と日本企業の海外展開、中小企業を中心とする日本企業へジェトロが行う海外展開支援について講演いただきました。

